3　避難措置の指示

武力攻撃事態等に係る避難措置の指示が発令された場合、原子力防災課は、原子力規制事務所及び原子力事業者に対し、電話、ファクシミリその他の適切な方法により、その旨を直ちに伝達するものとする。避難措置の指示が解除された場合においても、同様とする。

4　安否情報の収集及び提供

武力攻撃事態等において、各課等は、その保有する被災者の安否情報を速やかに国民保護対策本部に報告するものとする。国民保護対策本部は、各課等から受けた報告を速やかに地方公共団体の長に提供し、地方公共団体の長が行う安否情報の収集等が円滑に行われるよう協力するものとする。この場合において、国民保護対策本部は、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該住民が住所を有する地方公共団体が判明している場合は、併せて当該地方公共団体の長に対し安否情報の提供を行うよう努めるものとする。

5　被災情報等の収集及び報告

武力攻撃事態等において、各課等は、その所管する施設及び設備、関係機関等に係る被害状況及び国民保護措置の実施状況に関する情報を収集し、速やかに国民保護対策本部へ報告するものとする。この場合において、国民保護対策本部は、各課等から報告を受けた被災情報等を、速やかに武力攻撃事態等対策本部に報告するものとする。

第3節　武力攻撃災害への対応措置

1　武力攻撃災害への対応方針

原子力規制委員会は、武力攻撃災害の防除及び軽減のため、原子力施設の安全確保のために必要な措置を講ずるとともに、都道府県知事に対し、核燃料物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止や武力攻撃原子力災害への対処等の措置を適切に実施するよう、助言等するものとする。

2　原子力施設の安全確保

⑴　平素からの備え

原子力規制委員会は、平素から、原子力施設に係るアからウまでに掲げる措置を講ずるものとする。

ア　原子力施設の名称、所在地、管理者その他必要な情報を収集し、当該収集した情報を地方公共団体に対して提供するとともに、関係機関と共有する。

イ　消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、専門的知見に基づき、資機材の整備、巡回の実施の在り方等について、原子力施設の特性に応じた安全確保の留意点を定める。

ウ　原子力施設の管理者及び事業者団体に対する安全確保の留意点の周知に努めるとともに、原子力施設の管理者又は都道府県知事からの求めに応じ、原子力施設の安全確保措置の実施の在り方に関し、必要な助言を行う。

⑵　武力攻撃事態等における措置

武力攻撃事態等において、原子力規制委員会は、原子力施設について、以下のとおり対処するものとする。

①　関係機関と連携しつつ、原子力施設の被害の有無、復旧の見通しその他の必要な情報を収集し、国民保護対策本部に報告するとともに、必要に応じ、都道府県その他の関係機関に報告する。併せて、都道府県警察、消防機関その他の行政機関に対し、警備強化に関する支援その他の原子力施設の安全の確保のために必要な支援を求める。

②　危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合等、都道府県知事の要請を待ついとまがないときは、速やかに、関係機関の意見を聴いて、原子力施設の管理者に対し安全確保措置を講ずるよう要請するとともに、当該原子力施設の所在する都道府県の知事にその旨を通知する。

③　公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、国民保護法第103条第３項の規定に基づき、原子力施設の管理者に対し、次に掲げる措置を講ずべきことを命令する。

・核燃料物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
・核燃料物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
・核燃料物質等の所在場所の変更又はその廃棄

④　原子力施設に係る武力攻撃災害が発生したときは、当該原子力施設の管理者に対する指導、助言、職員の派遣、関係機関への連絡等、被害の拡大防止及び応急の復旧のための必要な措置を的確かつ迅速に講ずる。

⑤　公共の安全の維持又は災害の発生の防止のための緊急の必要がなくなったときは、③に定めるところにより発出した命令を直ちに解除する。

第4節　訓練及び備蓄

1　訓練

原子力防災課及び原子力規制事務所は、次に掲げる事項を内容とする実践的な訓練を、適時行うものとする。訓練の実施に当たっては、関係機関と共同するよう努めるとともに、原子力規制委員会防災業務計画に基づき毎年度一回以上実施する防災訓練との有機的な連携に配慮するものとし、訓練の実施後、速やかにその事後評価を行う。

・原子力規制庁非常参集訓練
・原子力規制委員会国民保護対策本部設置運営訓練
・指定地方公共機関に対する警報の通知・伝達
・国民保護法第103条の規定に基づく核燃料物質等の取扱者に対する措置の実施命令
・その他国民保護措置の的確な実施に必要と認める訓練

2　備蓄

原子力規制委員会は、国民保護措置を実施する際に必要な物資及び資材が不足する場合に備えて、平素から物資及び資材の調達体制を整備するものとする。

第4章　武力攻撃原子力災害への対処

第1節　武力攻撃原子力災害への対応措置の実施に関する基本方針

1　関係機関との連携

武力攻撃原子力災害への対応措置の実施に当たっては、武力攻撃事態等対策本部等と緊密な連携を確保するほか、平素から、指定行政機関、指定地方行政機関及び指定公共機関等との連携体制の整備に努めるものとする。また、都道府県知事その他の執行機関から、武力攻撃原子力災害への対応措置の実施に関し要請があったときは、その要請の趣旨を尊重し、必要があると認めるときは、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

2　国民に対する適時適切な情報提供

武力攻撃原子力災害に対する防災対策について広く国民に理解と協力を得るため、平素から、パンフレット、ビデオ、インターネット等の多様な手段を通じ、防災対策等の必要性等について広報を行うものとする。また、武力攻撃事態等においては、新聞、放送、インターネット等の広報手段を活用して、原子力規制委員会が実施する武力攻撃原子力災害への対応措置の実施状況等について、正確な情報を適時適切に提供するものとする。

3　武力攻撃原子力災害への対応措置を実施する者の安全の確保

武力攻撃原子力災害の特殊性に鑑み、武力攻撃原子力災害への対応措置については、これを実施する原子力事業者等の安全確保に最大限配慮するものとする。また、職員は、安全が確保されている中で武力攻撃原子力災害への対応措置を行うものとする。

第2節　武力攻撃原子力災害時の組織・体制等の整備

1　原子力規制委員会の招集

原子力規制委員会委員長は、武力攻撃に伴い放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがある場合は、必要に応じて、原子力規制委員会を招集するものとする。